第六条第一項第七号イ	特定供給者	旧接続請求者等
	第二条第一号及び第二条第三号	新規則第三条第一号並びに新規則第三条第三号及び第四号
第六条第一項第七号ロ及びハ	認定発電設備	旧認定発電設備
	特定供給者	旧接続請求者等
第六条第一項第八号	特定供給者	旧接続請求者等
	法第五条第一項	旧法第五条第一項
	認定発電設備	旧認定発電設備

第六条第一項第九号	法第五条第一項	旧法第五条第一項
	特定供給者	旧接続請求者等
第六条第二項及び第三項	接続請求電気事業者	旧接続請求電気事業者
	認定発電設備	旧認定発電設備

（指定電気事業者に関する経過措置）

第六条　一部改正省令の施行前に旧規則第六条第一項第七号の規定による指定を受けた再生可能エネルギー発電設備の種類及び旧法第五条第一項に規定する一般送配電事業者等は、新規則第十四条第一項第十一号の規定による指定を受けたものとみなす。

告示

○文部科学省告示第四十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月十四日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
山水図（a）	平成二十九年三月十四日	平成二十九年三月二十日から同年九月二十一日	株式会社読売新聞東京本社 取締役事業局長　石井　一夫 東京都千代田区大手町一―七―一	東京藝術大学大学美術館 東京都台東区上野公園十二―八 平成二十九年三月二十八日から同年五月二十一日まで
花鳥図屏風（左隻）	同右	同右	東京藝術大学大学美術館 館長　秋元　雄史 東京都台東区上野公園十二―八	同右
花鳥図屏風（右隻）	同右	同右	MIHO MUSEUM 館長　熊倉　功夫 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百	MIHO MUSEUM 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 平成二十九年八月一日から同年九月三日まで
山水図（b）	同右	同右	同右	同右
竹林七賢酔舞図	同右	同右	同右	同右
雪景図	同右	同右	同右	同右
山水図（c）	同右	同右	同右	同右
湖岸図	同右	同右	同右	同右